

ご旅行条件書

ご旅行をお申し込みの際は、このご旅行条件書を十分にお読みください。旅行企画・実施：東日本旅客鉄道株式会社

(この書面は、旅行業法第18条の4による取引条件説明書面、及び旅行契約が締結された場合は第12条の5により交付する書面の一部となります。)

1 (企画成行契約)

- (1) このご旅行は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 旅行条件につきましては次に示すほか、パンフレット類(日程表が掲載)または確定書面(最終日程表)及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配及び旅行管理を行うことを引き受けます。

2 (旅行のお申込み)

- (1) 当社所定の旅行申込書(以下「お申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金(お一人様につき)を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料の一部として取り扱います。お客さまが旅行の申込に際し、特別に配慮を必要とする場合は、お申込み時に申し出てくださいます。可能な範囲内で、必要とさせていただきます。なお、当社がお客さまのために講じた特別な措置に関する費用は、お客さまの負担となります。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この際、ご予約の時点で、契約は成立しております。当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内(当社が定めた期間内)にお申込書とお申込金右提出していただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。
- (3) お申込金(おひとり様)

| 旅行代金 | お申込金 |
|-------------|----------|
| 1万円未満 | 3,000円 |
| 1万円以上3万円未満 | 6,000円 |
| 3万円以上6万円未満 | 12,000円 |
| 6万円以上10万円未満 | 20,000円 |
| 10万円以上 | 旅行代金の20% |

ただし、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。また、ローンご利用の場合は別となります。

3 (契約の成立時期)

企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項のお申込金を受理したときに成立するものとします。

4 (確定書面(最終日程表)の交付)

- (1) 契約書面において旅行日程又は運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列記した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降のお申し込み)に際しては(旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡しいたします。この場合、当社が手配し、旅行を管理するサービス範囲は、確定書面に記載することと限定されます。
- (2) 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望する方から問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切に対応いたします。

5 (旅行代金のお支払い)

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の当社が指定する期日までに前日にお支払いいただきます。

6 (旅行代金の適用)

- (1) 参加されるお客さまのうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。発売日とご利用人数をご確認ください。

7 (旅行代金に含まれるもの)

旅行代金には、旅行日程に明示した次の運賃、料金を含んでいます。ただし、お客さま負担と明示したものは除きます。

- (1) 航空運、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃、料金
- (2) 旅行日程に含まれる空港、駅、港とホテル、旅館の間の送迎バス料金
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料金)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料
- (6) 団体行動の中心付
- (7) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用
上記諸費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。
- (8) 旅行代金に含まれないもの
- (1) 超過手荷物料金(各種運送機関で定めた持込手荷物の範囲を超える分について)
- (2) クリーニング代、電報、電話代、ホテル・旅館等のルームボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲み物等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金
- (3) 傷害、疾病に関する医療費
- (4) 別途希望により、1人部屋を使用される場合の追加料金
- (5) 希望者のみ参加する別途料金のオプションツアー等の諸費など
- (6) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- (7) 任意の旅行傷害保険料

9 (旅行内容の変更)

当社は、旅行契約の締結後であっても、天変地異、気象条件、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらがひの速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び、当該事由と因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

旅行企画・実施 東日本旅客鉄道株式会社

東京都知事登録旅行業第2-2743号 〒151-8578 東京都渋谷区代々木2-2-2 旅行業務取扱管理者とは、お客さまのご旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご連絡なく営業所の取扱管理者にお尋ねください。

10 (旅行代金の変更)

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときはその改定金額分だけ、旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にその旨をお客様にご通知致します。
- (2) 当社は、旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更又は第9項の規定に基づく旅行の変更に関する費用(契約内容の変更に伴い発生する取消料、違約料その他必要な費用を含みます。)の増加を伴う契約内容の変更(運送・宿泊機関等が当社旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの)を除きます。がなされた時、当社は変更差額分だけ、旅行代金を変更することがあります。

11 (お客さまによる旅行契約の解除)

- (1) お客さまはいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいた旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいはお申込金)から規定の取消料を差引き払戻しいたします。お申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、旅行契約成立後にコ・ス及び出発日を変更された場合も下表の取消料の対象となります。

| 旅行契約の解除日 | 取消料 |
|---|-----------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以前の解除(日帰り旅行にあたっては11日目) | 無料 |
| 20日目に当たる日以降の解除(日帰り旅行にあたっては10日目) | 旅行代金の20% |
| (- を除く) | |
| 7日目に当たる日以降の解除(- を除く) | 旅行代金の30% |
| 旅行開始日の前日の解除 | 旅行代金の40% |
| 旅行開始日当日の解除 | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後の解除または無連絡不参加 | 旅行代金の100% |

ただし宿泊のみのコースの場合は下記の取消料となります。

| 取消日 | 取消料 |
|-----------------------------------|--|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって6日目に当たる日以前の解除 | 無料 |
| 6日目に当たる日以降の解除(- を除く) | 取消人員14名以下の場合無料 取消人員15名以上の場合旅行代金の20% |
| 3日目に当たる日以降の解除(- を除く) | 旅行代金の20% |
| 当日の解除 | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後の解除または無連絡不参加 | 旅行代金の100% |

- (2) お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。契約内容が第16項(3)の表中(1)~(8)に掲げる項目その他の重要な旅行内容の変更であるとき、第10項に基づき、旅行代金が増額されたとき、天候地変、気象条件、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき、

当社が最終日程表(確定書面)を別途定める期日までに交付しなかったとき、
当社の意に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき、

12 (当社による旅行契約の解除)

- (1) お客さまが当社が明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき、
- (2) お客さまが病弱、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき、
- (3) お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき、
- (4) お客さまが、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めた時、
- (5) お客さまの数が契約事項に記載した最小催行人員に達しなかったとき、この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨を通知します。
- (6) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しない恐れがわめ

13 (旅行代金の払戻し)

当社は、旅行代金を減額した場合、又はお客さま若しくは当社が企画旅行契約を解除した場合において、お客さまに対し戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては、解除の翌日から起算して7日以内、減額又は旅行開始前の解除による払戻しにあつては、旅行終了の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し当該金額を払戻しいたします。但し、旅行開始後当社に意による、旅行契約の解除の場合で旅行サービスの提供者に対して取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客さまの負担とします。

14 (当社の責任)

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあつて、当社及び当社の手配代理者の故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまが被られた損害

を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社

- (1) に対して通知があったときに限ります。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社が故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

(3) お客さまが次に例示するような事由により損害を被られました場合にはおきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

- a) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- b) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- c) 官公署の命令・海外出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- d) 自由行動中の事故
- e) 食中毒
- f) 盗難
- g) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞り期間の短縮

15 (特別補償)

当社は、お客様が当旅行参加中に、急遽かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被られた一定の損害について、旅行契約特別補償規定により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

16 (旅程保証)

- (1) 当社は、下表左側に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。))を除きます。が生じた場合は旅行代金と同表右側に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了の翌日から起算して30日以内にお客さまに対して支払います。ただし、当該変更について当社に第14項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合はこの限りではありません。

次に掲げる事由の変更は除きます。

天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運行サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

第11項から12項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたとき

の当該解除された部分にかかわる変更

- (2) 下表(1)~(8)の項目につき「1件」とは、運送期間の場合は1フライト、1乗車、1乗船につき、また宿泊機関については、1泊につき、それぞれ1件として数えます。したがって同一旅行の中で複数の補償もあります。
- (2) 下表の右側「1件あたりの率」とは、1件あたりの「旅行代金」に対する率をいいます。また、上記記載の率は「旅行開始前に変更通知した場合」の当該記載の率は「旅行開始後に変更通知した場合」です。

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 1件あたりの率 |
|--|----------------|
| (1) 契約書面に記載した旅行出発日または旅行終了日の変更 | 1. 5% 3. 0% |
| (2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更 | 1. 0% 2. 0% |
| (3) 契約書面に記載した運送期間の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備の料金を下回った場合に限りです。) | 1. 0% 2. 0% |
| (4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1. 0% 2. 0% |
| (5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1. 0% 2. 0% |
| (6) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1. 0% 2. 0% |
| (7) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1. 0% 2. 0% |
| (8) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更 | 2. 5% 5. 0% |

(4) 本項(1)の規定に係らず、当社がお客さま1名に対して1企画旅行につき支払う変更補償金の額は旅行代金に10%を乗じて得た額を上限とします。また、お客さま1名に対して1企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。

17 (お客さまの責任)

- (1) お客さまの故意または過失、法令または公序良俗に反する行為、またはお客さまが当社の約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、そのお客さまから損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客さまは、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務のその他の企画旅行契約の内容についてご理解いただくよう努めてください。
- (3) お客さまは、旅行開始前において、契約書面に記載された旅行サービス内容をよく読んで受領できまう。万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代理者又は当該旅行サービス提供者にお申し出ください。

<個人情報取り扱いについて>

当社および委託旅行業者は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただきます。ほか、お客さまがお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社および委託旅行業者では、(1)会社および提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い(3)各種アンケートのお願い(4)特典サービスの提供等にお客さまの個人情報を利用させていただきます。

企画旅行契約約款について

この条件書に定めのない事項は当社旅行契約約款(募集型企画旅行契約の部)により規定。